

政策会議検討結果報告書

墨田区議会基本条例第15条及び第16条の規定並びに「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果No.14に基づき、特別委員会の設置及び見直し、議会BCPの見直し、区民等との意見交換会等に関する検討を行った結果、下記のとおり決定したので報告します。

令和3年4月22日

墨田区議会議長

樋口敏郎様

政策会議座長

しもむら 緑

記

1 政策会議委員（9人）

しもむら 緑（座長）	じんの 博 義（副座長）	坂井 ひであき
坂井 ユカコ	中村 あきひろ	あさの 清 美
大瀬 康 介	木 内 清	加 納 進

2 検討経過

回数	開会日時	内 容	出席関係理事者
第1回	令和3年4月8日 10:00～10:41	・政策会議の運用方法等について ・議長からの申入れについて ・各特別委員会の活動報告について ・スケジュール及び一人会派等の意見のとりまとめについて ・特別委員会の見直し基準について ・特別委員会の見直しについて ・区民等との意見交換会等について ・次回の開会日時について	企画経営室長 総務部長
第2回	令和3年4月15日 10:00～11:31	・4月8日開会の政策会議の協議結果について ・特別委員会の見直しについて	企画経営室長

		<ul style="list-style-type: none"> ・議会BCP見直し検討について ・区民等との意見交換会等について ・その他の事項について ・次回の開会日時について 	
第3回	令和3年4月22日 10:00～10:49 (休憩10:14～10:45)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月15日開会の政策会議の協議結果について ・政策会議検討結果報告書（案）について 	企画経営室長 総務部長

3 既設の特別委員会の評価

名称	次年度の方向性※	考え方
災害対策特別委員会	継続・見直し・廃止 (委員数10人)	令和2年度災害対策特別委員会活動報告における委員長所見に鑑み、次年度も当該特別委員会を継続して設置し、調査・検討をしていくべきである。
町会・自治会振興特別委員会	継続・見直し・廃止 (委員数10人)	令和2年度町会・自治会振興特別委員会活動報告における委員長所見に鑑み、次年度も当該特別委員会を継続して設置し、調査・検討をしていくべきである。
ひきこもり対策特別委員会	継続・見直し・廃止 (委員数10人)	令和2年度ひきこもり対策特別委員会活動報告における委員長所見に鑑み、次年度も当該特別委員会を継続して設置し、調査・検討をしていくべきである。
議会改革特別委員会	継続・見直し・廃止 (委員数12人)	令和2年度議会改革特別委員会活動報告における委員長所見に鑑み、次年度も当該特別委員会を継続して設置し、調査・検討をしていくべきである。

※ 「継続」とは、調査事項等の変更をせず継続して設置すべきものであり、「見直し」とは、調査事項等を見直したうえで設置すべきものである。

※ 災害対策特別委員会と議会改革特別委員会については全会一致で、町会・自治会振興特別委員会とひきこもり対策特別委員会については、出席委員の過半数をもって継続すべきものと決定した。

4 新設の特別委員会に関する提案

各会派等から様々な提案・意見があったが、協議の結果、政策会議としては、次の特別委員会の設置を提案する。

名称・委員数	調査事項	設置時期
基本計画調査 特別委員会 (委員数16人)	墨田区基本計画の改定に関する諸問題について、調査し対策を検討する。	令和3年度定例会 招集議会

5 議会BCPの見直し検討について

各会派等から様々な提案・意見があり、協議の結果、オンライン会議に係る規程については、後日然るべき場で検討することとし、全体の見直しについてはその必要性も含めて令和3年度以降に然るべき場で検討することとした。

6 区民等との意見交換会等について

(1) 成人を祝うつどい実行委員会委員の声を聴く会の試行的開催について

全会一致で開催することと決定した。今後、然るべき場で開催方法・時期等について協議することとした。

(2) その他の意見交換会等の提案について

各会派等から様々な提案・意見があったことから、上記(1)の協議の際の参考とすることとした。

7 その他の事項について

(1) 特別委員会の見直し基準について

協議の結果、今回、特別委員会は全て継続することとしたため、見直し基準は従来どおり取扱うこととした。

なお、今後の特別委員会見直しの際、必要があれば見直しの可能性についても検討することとした。

(2) 質問及び答弁の簡素化について

各会派等から様々な提案・意見があり、協議の結果、コロナ禍であることも踏まえ、発言は簡潔明瞭に行っていただく旨、座長から議長に対し、申し入れることとした。

なお、時間制限のルール等については将来の課題として整理した。

【今回の政策会議における主な意見・提案等】

1 特別委員会の見直し及び新設

(1) 災害対策特別委員会

- ・ 具体的に何を調査・研究するのかテーマ設定が重要である。

(2) 町会・自治会振興特別委員会

- ・ 今後、条例の制定も視野に入れて検討すべきである。
- ・ 第32次地方制度調査会答申（令和2年6月26日）では、地縁法人制度の再構築を提言しており、これを受けて地方自治法改正も想定されることから、国の動向を注視する必要がある。
- ・ 町会等の実態をもっと調査すべきである。また、町会長等だけでなく、マンション等で町会等に加入していない理由などを調査すべきである。
- ・ コロナ禍による飲食店の減少は、地域を支える人が減ることにつながる。このことは、町会・自治会活動にも影響が及ぶものであることから、こうした視点も押さえるべきである。

(3) ひきこもり対策特別委員会

- ・ 今後は常任委員会で検討することとし、これに代わり公共調達等に関する特別委員会の設置を提案したいが、他党派等の意向や特別委員会の設置上限数等も考慮し、継続して調査を行うことを了とする。なお、公共調達等に関する特別委員会の設置については、次年度に検討されることを望む。
- ・ 児童・生徒の不登校がひきこもりの要因となるとの指摘もある。所管がふたつの常任委員会にまたがることもあり、本特別委員会は継続すべきである。
- ・ ひきこもりと貧困は重層的な課題であり、貧困対策も調査事項に加えるべきである。
- ・ 厚生労働省が発出した改正社会福祉法に基づく、「重層的支援体制整備事業」に関する資料に解決できる事案が集約されており、それを参考にすればよい。

(4) 議会改革特別委員会

- ・ 議会と長との関係をもう少し明確にしないと理論だけが先行した議論にならないか気になる。

(5) 基本計画調査特別委員会

- ・ 時間制の導入も検討すべきである。

(6) 新たな設置提案があった特別委員会

- ・ 公共調達等特別委員会
- ・ ひきこもり・貧困対策特別委員会
- ・ 孤独・孤立対策特別委員会
- ・ 観光対策特別委員会
- ・ ICT化調査特別委員会
- ・ 区内飲食店活性化特別委員会

- ・ 大企業誘致特別委員会

2 議会BCP見直し検討

(1) 検討時期等

- ・ 今年度は必要なし。
- ・ 制定したばかりであり直ちに見直す必要はないと考えるが、オンライン会議に係る規定を令和3年度に見直すのであれば、その際に検討することはやぶさかでない。
- ・ コロナ禍が収束した令和4年度以降がよい。
- ・ 早急に着手すべき。
- ・ 令和3年度に検討すべき。
- ・ 当面の間必要なし。現状の問題が起きた時点で考えればよい。
- ・ 令和3年度以降に検討する。

(2) 検討の場

- ・ 各派交渉会で協議する。
- ・ オンライン会議については、議会改革特別委員会の継続課題となっているため、議会改革特別委員会の議論を踏まえ検討する。なお、微修正であれば各派交渉会で協議すればよいが、修正内容が大規模であったり、その他の修正も入るのであれば、災害対策特別委員会で協議する。
- ・ 災害対策特別委員会で協議する。

(3) その他

- ・ 検討の時期も含め災害対策特別委員会での見直し検討でよい。

3 区民等との意見交換会等

(1) 成人を祝うつどい実行委員会委員の声を聴く会

ア テーマ

- ・ 「若者の政治参画について」
- ・ 「墨田区の良いところ・残念なところ」
- ・ 「なぜ選挙に行くの？なぜ選挙に行かないの？」
- ・ 「あなたが区長なら何をしたい？」

イ 時期

- ・ 8月頃
- ・ 成人を祝うつどい終了後

ウ 議会側参加者

- ・ 議会運営委員会委員、区長を含む執行機関側も参加
- ・ 全員が望ましいが、実行委員数に応じ検討

エ 会場等

- ・ オンライン参加と併用して夕方頃そよ風ひろば等で開催

- ・ 参加者数に応じ適切な会場を選定する。ワールドカフェスタイルで実施する。

オ 意見等

- ・ 実行委員決定後、意向確認をする必要がある。
- ・ 試行実施とあるが、いただいた意見は議会の政策形成サイクル（政策立案の参考）に組み込む旨を伝えるべきである。
- ・ 若者の考え方や希望を知る必要があることから「声を聴く」という観点から進めるべきだ。

(2) その他の意見交換会等の提案

ア 対象・テーマ等

- ・ すみだアーバンデザインアイデアコンペ参加者
- ・ 望まない孤独の根絶を目指しているNPO法人あなたのいばしょの活動をしている大学生
- ・ 再犯防止に向けて取り組む保護司会
- ・ ひきこもりや貧困等の当事者、元当事者及びその家族や支援団体
- ・ マンションの住民との話合いの機会と町会についてどう考えるか
- ・ 活力のあるまちづくりについて

イ 意見等

- ・ 公聴会・参考人制度の活用や請願・陳情者からの意見聴取及び各種団体との意見交換会等は常任・特別委員会で実施可能である。
- ・ 議会基本条例第20条に規定する意見交換会については、成人を祝うつどい実行委員会委員との実施結果を踏まえ検討すべきと考えるが、非公式な政策会議ではなく議会改革特別委員会で検討すべき。

4 その他

(1) 見直し基準について

- ・ 現在の見直し基準は抽象的であることから、KPIの概念を取り入れ、目標と、できる限り数値を含めた指標を設定し、一年ごとの成果を明確に把握できるようにするとともに、これに合わせた見直し基準の変更を検討すべきである。
- ・ まずは、現在の基準に照らし各特別委員会を評価しその後の推移を踏まえた上で必要に応じ見直しを検討してはどうか。すべての数値化は難しく、評価項目をマトリクスの形で示せば評価できるかもしれないが、見直し基準が抽象的になることは仕方がない。委員間討議で合意形成を図るのが政策会議のスタイルではないか。
- ・ 特別委員会の継続の可否についての考え方は、共通の認識とする必要がある。

(2) 質問及び答弁の簡素化について

- ・ 会議時間が長くなる傾向にあり、委員会などの質問や答弁の簡素化について一定のルールを作るべきである。また、委員長の努力をお願いしたい。
- ・ 議題以外、所管外の質問のあり方について検討すべきである。